

エコシステムアプローチ・予防的アプローチ

エコシステムアプローチ (CBD COP5 Decision V/6, 2000)

- 原則 1 土地資源、水資源、生物資源の管理目的は、社会的選択による。
- 原則 2 管理は、最も下位の適切なレベルまで分散化されるべき。
- 原則 3 生態系管理者は、彼らの活動がもたらす近隣の及び他の生態系への（現実の又は潜在的な）影響を考慮すべき。
- 原則 4 管理による潜在的な利益を認識しつつ、経済的な観点から生態系を理解し、管理する必要が通常ある。いずれの生態系管理プログラムも
- (a) 生物多様性に悪影響を及ぼす市場のゆがみを軽減し、
 - (b) 生物多様性保全と持続可能な利用を促進する奨励措置を調整し、
 - (c) 可能な範囲で、対象の生態系における費用と利益を内在化すべき。
- 原則 5 生態系のサービスを維持するために、生態系の構造と機能を保全することが、エコシステムアプローチの優先目標であるべき。
- 原則 6 生態系はその機能の範囲内で管理されなければならない。
- 原則 7 エコシステムアプローチは、適切な空間的・時間的規模で実施されるべき。
- 原則 8 生態系の作用を特徴づける時間的規模の多様さや遅延効果を認識しつつ、生態系管理の目標は長期的なものとするべき。
- 原則 9 管理するにあたって、変化は避けられないことを認識すべき。
- 原則 10 エコシステムアプローチでは、生物多様性の保全と利用の適切なバランスと統合に努めるべき
- 原則 11 エコシステムアプローチでは、科学的な知識、先住民族の及び地域の知識、工夫、慣行などあらゆる種類の関連情報を考慮すべき。
- 原則 12 エコシステムアプローチは、関連する社会のセクター、科学的分野のすべての関与を得るべき。

(環境省仮訳)

予防的アプローチ（環境と開発に関するリオ宣言（1992年））

第15原則

「環境を保護するため、予防的な方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」

（環境省資料抜粋）